

法律の定める「境界」が持つ意味 渡辺博史氏 国際通貨研究所理事長

2021/7/29 11:00 | 日本経済新聞 電子版

最近の経済事象・案件を見ていると、行政側の対応が不安定になっている気がする。法律上「行くな」とされることまで行うという論外なことも起きている。そこまではいかなくとも、法律で「行え」とされているものを行わず、「行え」とされていないことをやってしまう、ということが散見される。

行政の行為は、許可、認可、命令、審査、判定と種々あるが、民間の活動への制約、警告にとどまらず、介入、復旧という大きな効果まで持ち得る。にもかかわらず、行政がどう対応するか明確でないという状態は、民間の活動に深刻な影響をもたらす。

その一因として考えられるのは、規制や懲罰を「行え」と規定されていても、その適用がかなり緩めになっていることだろう。法律には適用するかどうかの境界、いわば彼岸と此岸（しがん）の境目が明示されている。しかし、境界線をかなり越えてもお咎（とが）めなしの灰色ゾーンが大きくなっているようだ。そのため、「行くな」とされているゾーンへ安易に入っていく「副反応」がもたらされているのではないか。

禁錮、懲役といった刑罰の場合には、控えめな適用を心がけるといえることはあり得るかもしれない。だが、行政罰においては、刑言い渡しの効力の消滅、俗な言い方をすれば「前科にならない」という扱いになるものが多いのだから、かなり厳密に、それこそ「しゃくし定規」に適用する姿勢を保つべきだろう。



渡辺博史・国際通貨研究所理事長

昔、税制の特別措置に関する仕事をしていた時のことだ。予算制約がきつくなった時期で、税軽減で政策を推進しようというのが各省庁の基本姿勢だった。そのため乱造ともいえるほどに数が増え、政府は整理縮小を進めていた。その過程で、ある省が所管する特別措置について、適用期間を定めたサンセット期限が到来したため、担当官と「廃止すべきだ」と議論した。

その特別措置は、事業実行者の税負担が3万円ほど軽減される、といったものであったが、過去2年間の適用実績は、各年とも1件だった。特別措置の整理の成果は、金額ベースでも量られるが、件数でも評価される。

「こんな小さい措置でも1件とカウントされます。利用もわずかであり廃止しましょう」「いや、次の2年間は広く告知し利用普及に努めるので、存続してほしい」などという議論が続いた。そこで私が「もし適用対象が出てきたら、私はその金額を個人的に補填してあげる。事業者は困らないので、廃止」と言ったら、先方は返答に窮した。

もちろん、このような対応を行政が行うのはよくない。ある意味では大岡裁きの「三方一両損」と似た構図であるが、判定すべき立場にある者が身銭を切るとするのは問題であろう。

大岡裁きには、なるほどと同調する向きが我が国には多く、広く世間に知れわたっている。しかし、法律の定める境界線を行政側が安易に越える「粹な」計らいを是とする考えはいったん捨てるべきだ。厳格な適用を心がけないと、国際的な観点からも、法治主義が真には定着しない。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.